

平成 29 年 4 月 1 日

長岡聾学校 総合防災計画 (危機管理マニュアル)



もくじ

I	防災規定	・・・ P 2 ～ P 5
II	火災発生時避難マニュアル	・・・ P 6
III	地震発生時対応マニュアル	・・・ P 7
IV	原子力災害発生時対応マニュアル	・・・ P 8
V	不審者対応マニュアル	・・・ P 9
VI	緊急捜索事態発生時捜索マニュアル	・・・ P 1 0

I - 1 本校防災規定

- 第1条 この規定は消防法施行規則第3条に基づき、県立長岡聾学校における防災管理の徹底を期し、火災、その他不時の災害に当たって、幼児児童生徒を迅速かつ安全に誘導退避させ、その身体生命を保護するとともに、初期防火その他臨機応変の処置をし、人的物的被害を最小限にとどめることを目的とする。
- 第2条 この計画は長岡聾学校の教職員、幼児児童生徒のほか、学校に出入りするすべての者に適用する。
- 第3条 学校防災の責任は校長がとり、生徒指導部防災安全係は学校防災に関する計画を立案、推進するために次のことを行う。
- 1 防災計画の立案ならびに実践
 - 2 消防設備の維持改善
 - 3 火気使用箇所の点検
 - 4 避難訓練（火災・地震など）の実施
 - 5 防火、防災思想の普及および高揚
 - 6 避難口、避難通路の整備と点検
 - 7 その他防災に関する根本的対策
- 第4条 県立長岡聾学校の防火管理者は、教頭とし、次の業務を行う。
- 1 この計画の見直しに伴う改正
 - 2 消火、通報及び避難誘導訓練の実施
 - 3 消防設備等の点検・整備の実施又はその監督
 - 4 火気の使用又は取扱いに関する指導監督
 - 5 建築物の避難施設、防火上必要な構造及び設備の維持管理
 - 6 火気使用設備器具、電気設備器具、危険物施設等の点検実施又はその監督
 - 7 防火対象物の管理権限者に対する防火管理上必要な事項の助言、報告、その他防火管理上必要な業務
- 第5条 各室に防火責任者を設け、防火責任者の表示をする。防火責任者は、次のことに留意する。（人員割当は別紙）
- 1 火気使用の際は、可燃物を火の元付近に置かないこと。
 - 2 火気使用後は、必ず火の元（ガス栓、コンセント等）を確実に閉じてコードを外すこと。
 - 3 火気の手扱いは、幼児児童生徒に行わせない。
 - 4 退校の際は責任箇所を見廻り、火気の有無、施錠の有無を確認する。
- 第6条 特別の催し、行事等で火気を使用する場合は、火気責任者を定め、防火管理者に届出後使用するものとする。
- 第7条 防火管理者は、火気使用設備器具、電気設備器具、危険物施設等について、次により定期的に点検を実施する。

点 検 対 象	点 検 月
防 火 対 象 物	5月
火気使用設備・器具	3月・11月
電気設備・器具	5月

第8条 防火管理者は、防火対象物に設置されている消防用設備について、消防用設備等点検有資格者に点検を行わせるものとする。

消防用設備等	点 検 実 施 月		
	外観点検	機能点検	総合点検
消 火 器	7月・1月	7月・1月	
屋 内 消 火 栓	7月・1月	7月・1月	7月
自動火災報知機	7月・1月	7月・1月	7月
誘 導 灯	7月・1月	7月・1月	
避 難 器 具	7月・1月	7月・1月	7月
防 火・防煙戸	7月・1月	7月	7月

第9条 校内における非常組織は次のように定める。（人員割当等は別紙）

- 1 本 部
 - ・校長を責任者とし、教頭を防火管理者として組織する。他、職員若干名をおく。
 - ・通報担当は、事務長及び庶務係長とする。
- 2 伝 令 （職員若干名）
- 3 避難係 各部より委任されたもの（主として学級担任）
 - ・避難指令のある場合は、指定された場所に避難する。その場合は最も安全にして危険が少なく避難できるように、避難口、避難通路等について、各種の場合を予想し、整備と点検をしておくこと。
- 4 消火係 （職員若干名）
 - ・指令と同時に必要用具を整え火元の現場にかけつけ、初期の消火に当たる。
 - ・消火栓、消火器等の位置を確認しておき、その取扱い等について熟知しておくこと。
- 5 搬出係 （職員若干名）
 - ・指令により、可能な限りの重要書類を搬出する。
 - ・非常時持出書類の所在について熟知し、非常の際に遅滞なく運び出されるようにしておくこと。
- 6 救護係 （養護教諭 職員若干名）
 - ・避難後早急に救護場所を設け、負傷者の救護に当たる。その位置を直ちに本部に報告すること。

第10条 火災発生時の留意事項

- 1 火災を発見したときは、大声で近くにいる職員または生徒を通して本部に連絡するか、近くの火災報知機のボタンを押す。
- 2 火災報知機のベルを聞いた時は、直ちに火元を確認し、本部に連絡する。
- 3 幼児児童生徒の生命の安全確保を第一とする。
- 4 消防署、警察その他施設・団体との連絡は早急にする。

第11条 非常の際の警報は、次のように定める。

- 1 非常警報は各室にある標識灯の赤ランプの点滅によるものとする。授業を直ちに中止し、廊下に待機（人員確認）する。
- 2 授業中は、中高等部の空き時間の職員は非常警報と同時に消火器を持ち本部に集合する。
- 3 避難は本部の放送指令で行う。

第12条 避難場所は災害の種別状況により一様でないが、下記のように予定しておく。

[通常時] 第1避難場所 グラウンド 第2避難場所 中島小学校
 [冬期間] 第1避難場所 職員玄関前 第2避難場所 中島小学校

第13条 休憩時および放課後における消防計画

1 方針

- (1) 幼児児童生徒の生命の安全確保を主として、担当の幼児児童生徒の掌握に務めることを第一とする。
- (2) 特に放課後においては、舎の非常対策に全面的に協力する。
- (3) 初期消火、重要書類の搬出は、でき得る範囲内に行うものとする。

2 避難

- (1) 避難方法は、各係により分担箇所の幼児児童生徒を掌握し、避難所に誘導する。
(各係分担は別に定める。)
- (2) 避難係以外の任務については、第9条に準ずるものとする。

第14条 初期消火ならびに避難訓練

第1条の目的を達成するため、次のように消火器具の点検・避難訓練を実施する。

4月 防災計画立案 防火避難用具の点検

5月 避難訓練

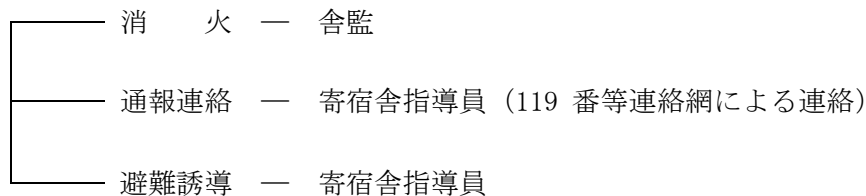
9月 避難訓練

- ・火災対応の避難訓練時に、防火設備、器具取扱い講習会を開く。
- ・このほか、必要に応じて避難訓練を行う。

第15条 寄宿舎および分校・分教室における防災計画は別に定める。

第16条 夜間の体制（寄宿舎があるため）は、舎監（教員1名）、寄宿舎指導員3名が宿直し、夜間の防火管理に努めるものとする。

第17条 夜間の防火管理体制



* 幼児児童生徒への非常時の連絡は、放送および赤ランプ点滅で知らせる。

第18条 地震発生時の留意事項

- 1 地震発生時対応マニュアルに従って対応する。
- 2 幼児児童生徒の安全確保を最優先し、窓を閉じ、人員を確認し、避難指令を待つ。
- 3 授業担当者は、幼児児童生徒を指令により、避難場所に避難させる。

第19条 原子力災害発生時の留意事項

- 1 原子力災害発生時対応マニュアルに従って対応する。
- 2 幼児児童生徒の安全確保を最優先し、窓を閉じ、人員を確認し、避難指令を待つ。
- 3 授業担当者は、幼児児童生徒を指令により、避難場所に避難させる。

第 20 条 不審者を発見したときの留意事項

- 1 不審者対応マニュアルに従って対応する。
- 2 幼児児童生徒に危険が及ぶと判断された場合は、大声で近くにいる職員を通して本部に連絡するとともに、できるだけ時間を稼ぎ、不審者を落ち着かせるように努める。
- 3 非常ベルと同時に授業を中止し、窓を閉じ、人員を確認し、避難指令を待つ。
- 4 授業担当者は、幼児児童生徒を指令により、避難場所に避難させる。

第 21 条 緊急搜索事態発生時の留意事項

- 1 緊急搜索事態発生時対応マニュアルに従って対応する。

第 22 条 幼児児童生徒の引渡しと待機

- 1 地震、水害等で幼児児童生徒の自力での帰宅が危険と判断した場合には、保護者に学校まで引き取りに来てもらう。その際、担任もしくは学部職員が担当し、確実に引渡しを行う。また保護者を確認するための手段として、身分証明書や学校配布の名札等を提示してもらう。
- 2 保護者が怪我等の被害者となり迎えに来ることが困難なケースや二次災害発生の恐れがあるケースも予想される。そのような場合は帰宅困難な幼児児童生徒を学校で保護する。

(例) 地震の場合

- 震度 5 以上 保護者が引き取りに来るまで学校に待機させる。この場合、時間がかかっても保護者が引き取りに来るまでは、幼児児童生徒を学校で保護しておく。
- 震度 4 以下 自力での下校が可能な生徒については下校させる。その他の幼児児童生徒については保護者が引き取りに来るまでは、学校で保護しておく。

II 火災発生時避難マニュアル

	火災発生 非常ベル作動	初期消火 状況報告	避難開始 発生より2分以内	避難	避難完了 10分以内	避難後の対応
本部の動き	事務室集合 異常確認の指示 ●放送第1報 「非常ベルが鳴りました。場所は〇〇棟〇階です。職員は異常の有無を確認し、幼児児童生徒を掌握してください。」 (2回繰り返し・事務長)	状況判断 119番通報 (校長→係長) 初期消火不可の場合、避難指示 (校長→事務長) 避難経路の確認	避難指示 ●放送第2報 「ただ今、〇〇棟〇階〇〇室より火災発生。直ちにグラウンドへ避難してください。」 (2回繰り返し・事務長) 避難経路の指示	避難場所に本部を設置する。 学部に学部旗を渡す。 (教頭→主事) 被害状況の情報収集	点呼報告を受け、確認をする。 ・全校幼児児童生徒 ・全職員 ・保護者 負傷者の確認 →応急手当の指示 行方不明者の確認 →搜索の指示 被害状況の情報収集	校舎等の被害状況の把握 情報収集 行方不明者の搜索 →消防署、校長の判断による。
避難係(授業者)	待機、生徒掌握 放送の指示を聞く 安全確保 避難経路の確認	放送第2報まで待機	放送第2報を聞く 避難指示を出し、避難場所へ誘導 避難経路の安全確認	避難誘導 火元に近づかせない	点呼 各学部主事に報告 幼児児童生徒へ指示	連絡・報告 →警察、医療機関、教育委員会 保護者、外部との対応(窓口を一本化)
避難係(他)	生徒掌握に出動		避難誘導の支援	避難誘導 火元に近づかせない	各学部主事に報告	負傷者を病院へ搬出 →保護者への連絡 幼児児童生徒の不安への対処 →幼児児童生徒のそばに寄り添い、安全な対応をとるように声がけ。
伝令係	出火状況確認 状況の報告 現場の封鎖	初期消火の報告	避難開始 火元に近づかせないよう封鎖(防火扉、防火シャッターなど)	避難 教室、廊下、トイレなど見回りながら避難 可能な限り窓、戸を閉める。	各学部主事に報告	幼児児童生徒の帰宅の決定 保護者への引渡し
消火係	初期消火準備	初期消火を試す 負傷者の救出	避難開始 火元に近づかせないよう封鎖(防火扉、防火シャッターなど)	避難 教室、廊下、トイレなど見回りながら避難 可能な限り窓、戸を閉める。	各学部主事に報告	明日以降の授業の再開について判断 近隣地域への連絡・報告
フリー	伝令係、消火係の支援 避難誘導支援の準備	初期消火の支援 伝令係の支援 避難係の支援	避難開始 教室、廊下、トイレなど見回りながら避難 可能な限り窓、戸を閉める。	避難 教室、廊下、トイレなど見回りながら避難 可能な限り窓、戸を閉める。	各学部主事に報告	物品搬出 →状況判断により搬出作業を行う場合がある。搬出係の指示により、全職員の協力体制で作業を行う。
幼児児童生徒	待機 職員の指示に従う。		避難開始 ハンカチ準備 職員の指示を聞く	避難 「おはしもち」の徹底	点呼 待機 ケガ等の報告	

Ⅲ－１ 地震発生時対応マニュアル

[授業時]

状況と時間	本部の動き	職員の動き	幼児児童生徒の動き
地震発生 非常ベル作動	<ul style="list-style-type: none"> ・事務室集合 ● 放送 第1報 「ただ今、大きな地震が発生しました。揺れがおさまるまで、その場で待機してください。」(事務長) 	<p>【避難係（授業者）】 幼児児童生徒の安全を確保し、避難指示があるまで待機。</p> <p>【避難係（フリー）】 避難誘導の支援の準備。</p>	机の下に頭を入れたり、手で頭を保護したりして、待機する。
避難開始	<ul style="list-style-type: none"> ● 放送 第2報 「揺れがおさまりました。頭を保護し、足元に気をつけて、ただちにグラウンド（体育館）へ避難してください。（2回繰り返す）避難開始。」(事務長) ・避難場所へ移動 ※聴覚障害のある職員には、近くの職員が状況を知らせる。 	<p>【避難係（授業者）】 廊下側の戸を開け（避難路確保）、避難指示を出し、避難場所へ誘導。</p> <p>【避難係（フリー）】 教室、廊下、トイレ等を見回りながら避難。</p> <p>【学部主事】 避難場所に移動し、学部旗を受け取る。</p> <p>【救護係】 救急袋を持って避難場所へ移動。</p>	職員の指示に従い、近くの出口から出られる避難経路を通して避難する。
避難完了	点呼の報告を受け、確認	点呼、報告	集合、整列、待機
消火・搬出	火災があり、本部の指示があった場合は、消火係・搬出係は担当場所に行く。→本部に結果を報告。		
捜索・安全点検	本部の指示により、捜索・安全点検係が各階各棟を回り、異常の有無を確認する。→本部に結果を報告。		
二次避難場所への避難	本部の指示により、必要に応じて第二次避難場所（中島小学校）へ避難する。（中島小学校）		
保護者への連絡	状況により、本部の指示のもと、保護者への連絡をとり、その後の対応を連絡する。		

[休み時間、放課後など]

休憩時間などでは、本部以外は避難係として、幼児児童生徒の掌握に出動（避難誘導の担当区域内の確認）。幼児児童生徒の安全を確保し、避難指示があるまで待機（教室などで）。避難させた職員が学級担任でない場合は、避難場所で学級担任に引き渡す。

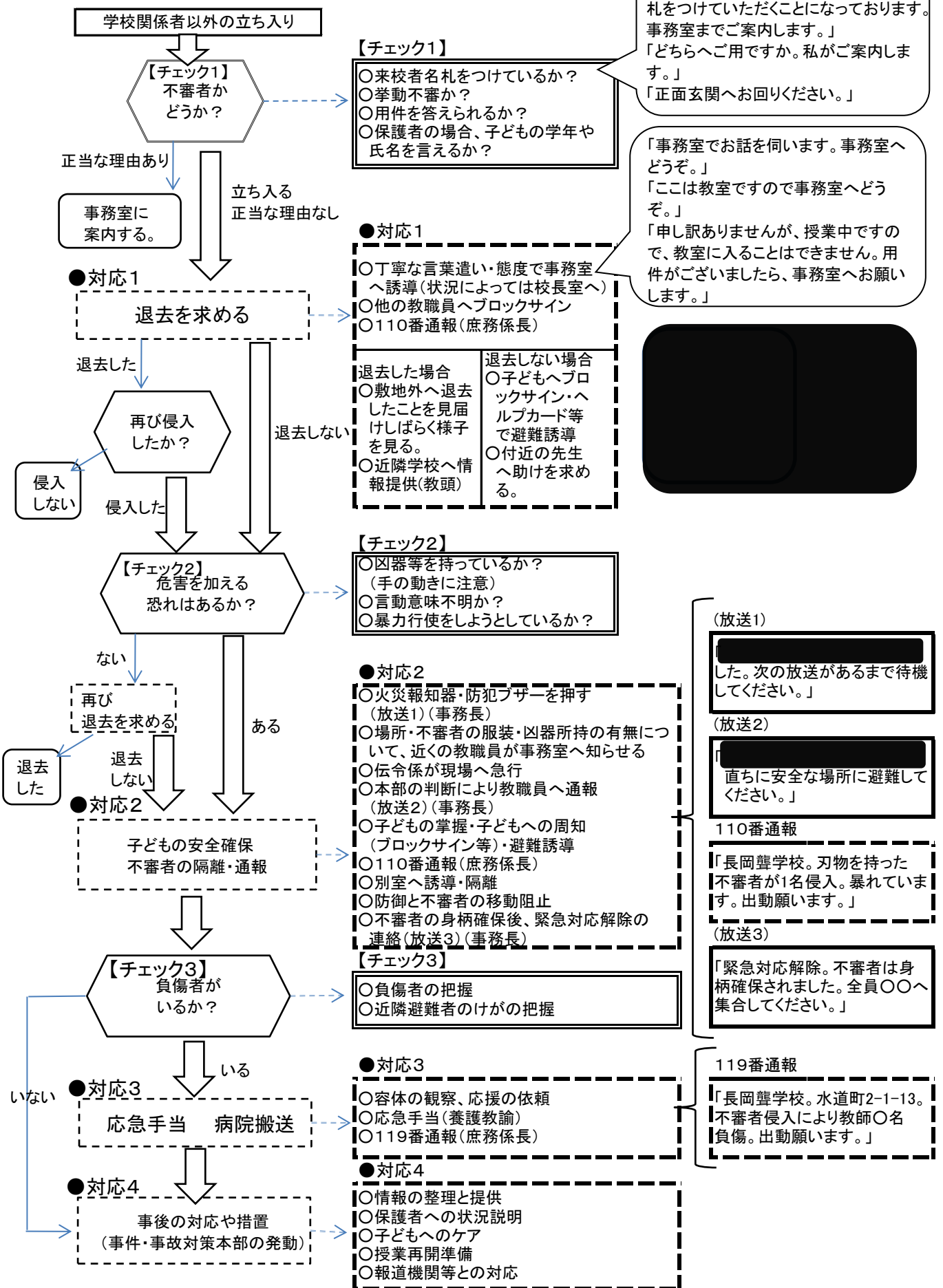
IV 原子力災害発生時対応マニュアル

災害時における役割

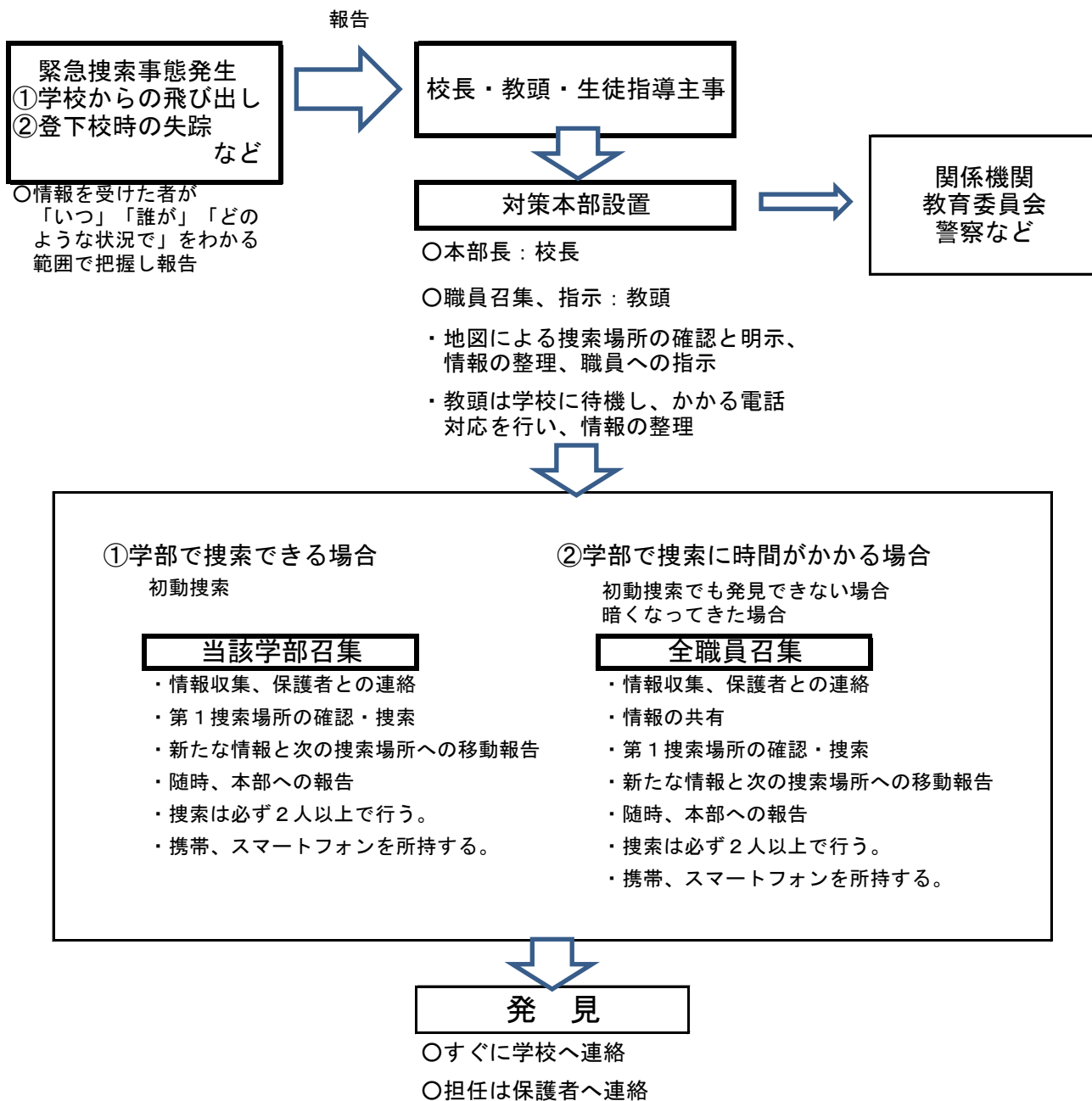
校長	<ul style="list-style-type: none"> 学校原子力災害対策本部を設置し、市町村からの指示に従い、全教職員にあらかじめ定められた災害活動に直ちに従事することを指示する。 県教育委員会へ随時状況の報告をする。
教頭	<ul style="list-style-type: none"> 校長を補佐し、教職員の災害活動が迅速かつ適切に行えるよう各担当との連絡調整を行う。 各担当からの的確な情報を把握し、校長に報告する。 諸関係機関及び報道機関に対する対応の窓口となる
教務主任	<ul style="list-style-type: none"> 幼児児童生徒の避難状況等についての保護者からの問合せに対応する。 避難所（屋内退避所も含む）の見回り等を行い、避難状況や屋内退避状況を把握し、的確な状況を教頭へ報告する。 避難している幼児児童生徒に必要な情報を提供する。 すべての情報を教頭に報告する。

	避難の場合	屋内退避の場合
学部職員	<ul style="list-style-type: none"> 幼児児童生徒を速やかに屋内に退避させる。 幼児児童生徒に状況の説明をする。 指定された避難所に向かうため、手配された車両に順序よく乗車させる。 原則として担任は幼児児童生徒と行動を共にし幼児児童生徒がパニックを起こさないよう適切な指示をする。 避難が完了したら速やかに教頭に報告する。 保護者（家庭）へは、市町村災害対策本部から幼児児童生徒の避難場所を防災無線等により広報する。 	<ul style="list-style-type: none"> 教室内へ安全かつ速やかに退避させる。 全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 幼児児童生徒に状況の説明をする。 次の指示が出るまで教室内で待機させる。 退避が完了したら速やかに教頭に報告する。 保護者（家庭）へは、学校から状況等の報告をする（保護者からの電話は控えてもらう）。
授業担当者	<ul style="list-style-type: none"> 屋外にいる幼児児童生徒を、速やかに屋内に退避させ、避難の準備をさせる。 幼児児童生徒の把握に努め、教頭へ報告する。 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 市町村が手配する車両で指定された避難所へ移動させる。 避難所に着いたら、幼児児童生徒の健康観察を行い、その結果を教頭へ報告する。 	<ul style="list-style-type: none"> 校内放送により、自分の教室以外にいる幼児児童生徒を、速やかに教室に退避させる。 幼児児童生徒の把握に努め、教頭へ報告する。 教室等の全ての窓やカーテンを閉め、換気扇等を止める。 幼児や低学年の児童等に対し、長時間の屋内退避においては、特に体調や気持ちの変化に配慮する。 幼児児童生徒の健康観察を行い、その結果を教頭へ報告する。
幼児児童生徒	<ul style="list-style-type: none"> 屋外にいたら、教職員の指示で速やかに屋内に退避し、避難の準備をする。 避難のための車両へ乗るときには、落ち着いた行動をとる。 避難所に着いたら、教職員や市町村の人の指示に従った行動をとる。 	<ul style="list-style-type: none"> 屋外にいた時は、教職員の指示で速やかに屋内に退避する。
養護教諭	<ul style="list-style-type: none"> 避難所に設置される救護所との連携・協力を図り、幼児児童生徒及び教職員に対する的確な救護と応急的な措置及び健康観察を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急的な医療行為の必要が生じた場合は、直ちに市町村災害対策本部に連絡をし、その指示を受ける。
給食	<ul style="list-style-type: none"> 市町村災害対策本部との連携の下、必要な物資の確保とともに適切に配給する。 	

V 不審者対応マニュアル



VI 緊急搜索事態発生時対応マニュアル



◎基本的な考え方

※幼児児童生徒の安全確保を目的にする。

※当該担任は保護者との連絡をとることを最優先する。

※当該学部・他学部や職員が搜索活動や電話による搜索を行う。

※指示は校長、教頭、生徒指導主事から行う。

※搜索活動に当たっては、指示された範囲の搜索を行い、学校へ連絡をとる。

※発見したらすぐに子どもの安全・身体の状態を確認し、学校へ連絡をとる。

※発見したら、原則として幼児児童生徒は学校へ連れてくる。（自宅よりも学校が近くの場合）

※発見したら担任は保護者に連絡をとる。保護者には学校に引き取りに来てもらう。